

○宮崎大学大学院農学工学総合研究科自然共生技術研究センター規程

〔平成21年2月18日  
制 定〕

改正 平成22年9月24日

(設置)

第1条 宮崎大学大学院農学工学総合研究科（以下「本研究科」という。）に、大学院教育の進展に供するため自然共生技術研究センター（以下「研究センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究センターは、自然共生エネルギー等獲得技術の確立並びにその関連する応用技術に関する研究及び大学院博士後期課程教育に資することを目的とする。

(組織及び業務)

第3条 前条の目的を達成するため、研究センターに自然エネルギー獲得技術部門、農水畜産生産技術部門、資源活用・環境保全技術部門を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特色ある研究推進のための方策に関すること。
- (2) 自然共生技術を支える基礎学理の研究に関すること。
- (3) 大学院教育における学生の教育に関すること。
- (4) 地域と連携した自然共生技術の実証に関すること。
- (5) シンポジウム等の開催及び研究報告書の作成に関すること。
- (6) その他研究センター及び各部門の運営に関すること。

(職員)

第4条 研究センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) 各部門長
  - (3) 兼任教員
  - (4) その他必要な職員
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 第1項第2号から第4号までの職員は、センター長の命を受け、研究センターの業務を処理する。

(運営委員会)

第5条 研究センターの管理運営に関する事項を審議するため、自然共生技術研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長)

第6条 センター長は、本研究科の教授の職にある者をもって充て、本研究科運営委員会の推薦に基づき研究科長が委嘱する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長、兼任教員)

第7条 部門長及び兼任教員は、本研究科運営委員会の推薦に基づき研究科長が委嘱する。

- 2 部門長及び兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 部門長及び兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 センターの事務は、工学部教務・学生支援係（農学工学総合研究科担当）において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究センターに関して必要な事項は、委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。